

令和6年度京都市子育て支援活動いきいきセンター「乳幼児親子のつどいの広場」事業に係る
公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

No.	質問	回答
1	つどいの広場利用者に飲食物を提供し、実費徴収することは可能か？ 食品調理事業者に製造依頼することは、再委託に当たるか？	飲食物の提供及び実費徴収は可能です。 また、再委託に該当する委託は、役務の提供に限られており、物品の仕入れ等は再委託には当たりません。
2	開設準備費にかかった費用はすべて記載する必要があるのか？ また、収入金額・支出金額を記載する必要があるのか？	開設準備を支払うに当たり、詳細を全て記載いただく必要があります。金額については支出金額のみ御記載をお願いいたします。
3	開設後の曜日変更は可能か？ 可能な場合、変更届は必要か？	開設後の曜日変更は可能です。その際は、変更届を御提出ください。